

令和 8 年 滑川町農業委員会 第 2 回総会 議事録

召集月日	令和 8 年 2 月 16 日 (月)				
開 会	令和 8 年 2 月 25 日 (水) 午前 10 時 20 分				
閉 会	令和 8 年 2 月 25 日 (水) 午前 11 時 25 分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (13 名中 12 名出席、1 名欠席)					
1	杉田京子	欠席	8	齋藤哲男	出席
2	飯塚久雄	出席	9	能見義夫	出席
3	赤沼 裕	出席	10	田幡只夫	出席
4	北堀 高茂	出席	11	-	-
5	大嶋 剛	出席	12	井上茂昭	出席
6	吉田利好	出席	13	吉田 昇	出席
7	齋藤美津子	出席	14	贅田基司	出席
農地利用最適化推進委員 (9 名中 9 名出席、0 名欠席)					
下福田	小林 隆	出席	伊古	瀬上 勉	出席
上福田	小久保透	出席	中尾・水房	山下 武	出席
山 田	服部雅俊	出席	羽尾1	田島康男	出席
土 塩	杉田照秋	出席	羽尾2	矢島一男	出席
和泉・菅田	鈴木康夫	出席			
参 与 者			書 記	事 務 局	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第 1 により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	8 番	齋藤哲男	9 番	能見義夫	

第 2 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 7 号	農地法第 4 条制限除外について
日程第 2	議案第 8 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 2	議案第 9 号	農地法第 5 条（知事）について

顛 末

○開 会

事務局 皆さん、おはようございます。少し早いですが令和8年第2回の農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の農業委員の欠席者は、1番杉田職務代理より欠席届が提出されています。農地利用最適化推進委員の欠席はございません。最初に北堀会長より、ご挨拶をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

会 長 委員の皆さんおはようございます。令和8年度第2回の総会に難しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。本日は午後から認定農業者との意見交換会及び勉強会を予定していますのでよろしくお願いいたします。それから明日も午後から、令和7年度の比企農業委員・農地最適化推進委員の集いの開催を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。1時に集合して、2時からの開催となりますのでよろしくお願いいたします。外を見ると久しぶりに雨で会場も変わったので変化が起きたのかと感じます。それでは本日提案された議案の慎重審議をお願いして、会長の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

事務局 ありがとうございます。それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第4条で「会長は会議の議長となり議事を整理する」とございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、13名中12名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和8年滑川町農業委員会第2回総会は成立をいたします。これより開会いたします。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中9名です。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員

は、担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号8番齋藤哲男委員、議席番号9番能見義夫委員にお願いいたします。なお、会議書記は事務局の菅野主任にお願いいたします。以上で日程第1を終わります。

○議案審議

議長 日程第2議案第7号、「農地法第4条制限除外について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第7号「農地法第4条制限除外について」です。議案書の1頁、資料は、議案第7号資料①、②と記載されているものになります。それではご説明いたします。申請地は、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××の一部、畑、農業振興地域内の農地67.04㎡になります。位置については資料をご確認ください。申請者は大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。申請事由は既存農業用倉庫の未手続が判明したが、農業経営に必要な施設であるため継続利用を認めていただきたいというものになります。補足として、農地法施行規則第29条第1項で農地の転用の制限の例外として、耕作の事業を行う者がその農地(2a未満のものに限る。)をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合としております。申請地は、67.04㎡ですので例外規定に該当すると考えます。報告は以上になります。

議長 この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願いいたします。

8番 1班8番農業委員班長の齋藤哲男です。2月21日土曜日9時より農業委員4名、農地利用最適化推進委員3名、にて現地確認を実施いたしました。詳細につきましては担当の井上委員より説

明がございます。よろしくお願いいたします。

12 番 担当委員 12 番井上です。現地調査の説明をいたします。申請場所につきましては、〇〇〇を右折して一つ目の信号を右折し、〇〇〇の脇を通り次の信号を右折して×××mほど行った、〇〇〇のところ左折して×××mほど行った右側が申請地です。今回農地法第3条の第1項の所有権移転の同時申請をされております。農地の利用状況を調査したところ〇〇〇字〇〇〇×××番×××の一部に未届の施設が確認されたため、調査となりました。理由書並びに始末書に基づいて説明いたします。今回の農業施設は2,30年前に父親の代に手続きがしてなかったことが判明いたしました。母屋、子供たちの家があり、建築する場所が無いため既存の農業施設を引続き利用を認めていただけますようよろしくお願いいたします。添付書類も適切に添付されており問題ないと思われま。以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 他にはございますか。

推進委員 〇〇〇地区推進委員の□□□です。先ほど農業委員の井上さんから報告が合った通り、2月21日に現地調査を実施しました。理由書のとおり農業経営に必要な施設であることが確認できましたので当該申請に問題はないと思います。慎重審議をお願いします。

議 長 他にはございますか。

ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議 長 それでは無いようですので、申請内容を承認し、受理とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、番号1については、承認と決定いたしまし

た。以上で、議案第7号を終わります。

議 長 日程第3議案第8号、「農地法第3条について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第8号「農地法第3条(委員会)について」、今月の申請件数は4件になります。それでは申請番号1から説明させていただきますので、議案書の1頁、資料は、議案第8号資料1と記載されているものになります。それではご説明いたします。申請地は、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、現況地目、畑、農業振興地域外の農地308㎡になります。譲渡人は〇〇〇町〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は、〇〇〇市大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人の経営面積(規模)については、議案書記載のとおりです。申請事由ですが、自家消費用畑として利用したいため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第3条に関しては、農業委員会で許可をすることになります。審査基準としまして同法3条2項に該当した場合、法的に許可をすることはならないことになります。それは、経営状況調査等をもとに判断となります。そのため取得する農地について、適正に耕作ができるか、耕作計画を見ての審査になりますので、ご審議のほど宜しくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

10 番 4班班長10番田幡只夫です。本件に関しましては去る2月17日火曜日午前8時から農業委員3名、農地利用最適化推進委員2名、計5名で現地調査を行いました。詳細につきましては担当の飯塚委員から報告いたしますので、慎重審議よろしく願い申し上げます。

2 番 4班2番飯塚です。担当委員として説明します。申請地は〇〇〇を南に向い、〇〇〇を渡り×××mぐらい行った十字路を右折し×××mぐらい行った右側にあります。申請地は住宅街の一角

にあります。面積は 308 m²で現在、白菜、ほうれん草等良好に作付けされておりました。理由書がありますので読ませていただきます。申請地は私たち夫婦が借地にて菜園として四季の野菜を作っています。農地（畑）ということなので農地法 3 条の許可申請をいたします。なお許可後は自作地として今までどおり家庭菜園として、永久に利用いたします。〇〇〇市大字〇〇〇×××番地×××、□□□。労働状況は本人が 66 歳、御主人 77 歳であります。農作業歴は 5 年あり、農作業従事日数は 150 日を超えています。自宅から 5 分位のところで耕作可能な距離であります。農機具は耕運機 1 台、草刈機 1 台を所有しています。周辺は住宅地であります。畑として利用し農薬は使用しないという事です。家庭菜園として問題のない面積だと思われ調査の結果、この申請については適当であるとみられます。以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

推進委員 4 班〇〇〇地区担当推進委員の□□□です。申請者は以前からこの土地を借りて野菜を作っていたという事で、現地調査を行った時も立派な野菜が作付けされていて、きちんと管理されておりました。農薬は使用しないと申請書に明記されています。周辺への影響はないと思ひます。以上です。

議 長 他にはござひますか。

ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願ひします。

(委員より意見無し)

議 長 それでは無いようですので、申請の通り議案第 8 号番号 1 については許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 8 号番号 1 については、申請のとおり、許可と決定いたします。

続いて番号 2 を議題といたします。事務局より説明をお願ひい

たします。

事務局 申請番号2、資料は、議案第8号資料2と記載されているものになります。それではご説明いたします。申請地は4筆で、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農用地区域内の農地、493㎡。字〇〇〇×××番×××、畑、農用地区域内の農地、1,190㎡。字〇〇〇×××番×××、畑、農用地区域内の農地、1,050㎡。字大〇〇〇×××番×××、畑、農用地区域内の農地、1,296㎡になります。譲渡人は大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は、〇〇〇市〇〇〇×××番地×××、□□□様と□□□様です。申請事由ですが、新規就農による農地取得のため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第3条に関しては、農業委員会で許可をすることになります。審査基準としまして同法3条2項に該当した場合、法的に許可をしてはならないことになります。それは、経営状況調査等をもとに判断となります。そのため取得する農地について、適正に耕作ができるか、耕作計画を見ての審査になりますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします

議長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

8番 8番1班班長齋藤哲男です。先ほどと同じですが2月21日土曜日9時より農業委員4名、農地利用最適化推進委員3名にて現地確認を行いました。詳細につきましては担当の井上委員より説明がございます。よろしくお願い申し上げます。

12番 担当委員の12番井上です。現地調査の説明をさせていただきます。申請場所につきましては、〇〇〇を右折して〇〇〇の信号を左折して〇〇〇の向い側が、申請地〇〇〇字〇〇〇×××番地×××外3筆畑合計4,029㎡です。譲渡人の□□□さんの農地を譲受人の□□□さん□□□さんが取得して耕作する為です。理由書がありますので読ませていただきます。私たちは就農に向けたこれまでの経緯といたしましては、一昨年から一年間夫婦ともに

〇〇〇にて農業の専門知識や栽培技術を学び、昨年の四月から〇〇〇市にある株式会社□□□にてイチゴの育苗から定植管理、収穫、パック詰め、出荷作業の研修を行っております。今年の3月末には研修終了となり4月から認定新規就農者としてイチゴの栽培生産を目指してまいります。譲渡人の□□□さんは現在耕作されておらず、今後も耕作する予定はない事から譲受人の希望するハウスの建設に十分な面積があることや車どおりが良い立地であることから、こちらで生産に取り組みたいという意思を強く持ちました。〇〇〇の自宅から車で×××分距離は×××kmです。草刈りを導入予定です。ビニールハウス建設の為周辺地域に影響の無いよう浸透施設を設置し処理します。農薬や肥料は周辺地域に配慮しルールに従って使用します。栽培ハウスにつきましては間口8mの4連棟で長さが51m、41列のベンチに株間20cmの千鳥植えで約10,935株栽培予定です。今後夫婦で農業に従事し地域のみなさまや多くの方たちに喜んでいただけるような作物をつくれるよう考えております。境界の南の方は確認できたが北側の方はよく解らなかつたので事務局に話したところ、幾つか見つからないところがあったので□□□さんに工事の際に杭を確認できるようお話ししていただいたそうです。以上で結果報告をいたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 他にはございますか

推進委員 〇〇〇地区推進委員の□□□です。先ほども担当委員の井上さんより報告があった通り2月21日現地調査を実施しました。申請理由のとおり配慮があれば周囲の田畑にも、影響もなく当該申請に問題は無いと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 他にはございますか。

ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。

(委員より意見無し)

議 長 それでは無いようですので、申請の通り議案第8号番号2については許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第8号番号2については、申請のとおり、許可と決定いたします。

続いて番号3を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 申請番号3、資料は、議案第8号資料3と記載されているものになります。それではご説明いたします。申請地は、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域内の農地、293㎡になります。譲渡人は大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は、大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人の経営面積（規模）については、議案書記載のとおりです。申請事由ですが、営農規模拡大のため、贈与により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第3条に関しては、農業委員会で許可をすることになります。審査基準としまして同法3条2項に該当した場合、法的に許可をしてはならないこととなります。それは、経営状況調査等をもとに判断となります。そのため取得する農地について、適正に耕作ができるか、耕作計画を見での審査になりますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

8 番 8番1班班長齋藤哲男です。2月21日土曜日9時より農業委員4名、農地利用最適化推進委員3名にて現地確認を行いました。担当委員であります井上委員より説明がございます。よろしくお願い申し上げます。

12 番 担当委員の12番井上です。現地調査の説明をさせていただきます。申請場所につきましては、〇〇〇を右折して〇〇〇の信号を右折して〇〇〇の脇を通り、次の信号の手前を〇〇〇に入り〇〇〇の前を×××mほど行って左に曲がりさらに×××mほど行

ったところを右側×××mほど行ったところが申請地〇〇〇字〇〇〇×××番地×××の畑 293 m²です。譲渡人の□□□さんの農地を譲受人の□□□さんが取得し耕作する為です。理由書に基づいて説明させていただきます。今回所有権移転を行おうとしている農地は道路に接していないため、隣接所有者の□□□さんが今後の経営を拡大し、経営の安定をはかるため、両者で合意が出来たので申請をお願いする次第です。□□□さんは野菜作りに 50 年ほどの農業履歴があります。農機具につきましてはトラクター 1 台、耕運機 1 台、田植機 1 台、軽トラック 1 台、草刈機も所有しており、農薬散布も地域のルールに従っております。境界杭も確認しております。耕作状況の調査を行ったところ、先ほど審議し、了承していただきましたように〇〇〇×××番地×××、未届の農業用施設が確認されたため追認という形で届出済みとなり、それ以外は田畑とも良好に耕作されており、営農意欲も高く問題ないと思われます。以上で結果報告をいたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 他にはございますか。

推進委員 〇〇〇地区推進委員の□□□です。先ほど担当委員の井上さんから報告があった通り 2 月 21 日に現地調査を実施しました。理由書のような内容であれば他の畑に影響がないと思われますので、当該申請に問題ないと思われます。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 他にはございますか。

ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議長 それでは無いようですので、申請の通り議案第 8 号番号 3 については許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第8号番号3については、申請のとおり、許可と決定いたします。

続いて番号4を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 申請番号4、資料は、議案第8号資料4と記載されているものになります。それではご説明いたします。申請地は、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農用地区域内の農地、939㎡になります。譲渡人は〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は、大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人の経営面積（規模）については、議案書記載のとおりです。申請事由ですが、農地取得のため、売買により所有権を取得したいというものになります。農地法第3条に関しては、農業委員会で許可をすることになります。審査基準としまして同法3条2項に該当した場合、法的に許可をしてはならないことになります。それは、経営状況調査等をもとに判断となります。そのため取得する農地について、適正に耕作ができるか、耕作計画を見てもとの審査になりますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

14 番 2班班長14番贄田です。2月21日土曜日9時より農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名で申請人立会いのもと現地調査を実施しました。詳細につきましては私が担当ですので引き続き説明をさせていただきます。申請場所は、〇〇〇を東に×××m行った〇〇〇の交差点を左に曲がり、×××mほど行った左にあります。申請地の大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、939㎡については、境界杭を確認することが出来ました。また譲受人の自宅からは、×××mほど行った左側にあります。譲受人の耕作面積は水田6,338㎡畑5,751㎡です。耕作状況は、水田はすべて貸付を行い、畑は各種の果樹や野菜類を栽培しており、非耕作地はありませんでした。今回の申請は営農規模を拡大のため、売買によ

り農地の所有権を取得したいとうことであります。取得した農地は、各種の果樹や季節の野菜を栽培する予定です。労働状況は現在、母親と奥さんの3名で行っております。申請理由を読み上げさせていただきます。1996年父が死去したため申請地の畑を3男の譲渡人が相続しました。しかし譲渡人は〇〇〇県〇〇〇市に住まいをかまえ、勤務先などの生活基盤も〇〇〇市にあるため、埼玉に足を運べなくなりました。そこで草刈りや耕作など実質的な畑の管理は、譲渡人の同意のもと長男の私が担ってきました。譲渡人は定年退職しましたが今後も〇〇〇で暮らす予定で所有するこの農地を耕作することは無いとっております。そこで農地の今後について両者で話し合い私から農地の所有権を買い取り畑として耕作し管理していくのが望ましいという結論に達しました。この農地の所有権は私になってもこれまで同様の農地の管理と耕作を行っていき、またこのことで周囲の畑、民家に及ぼす影響はこれまでどおりほとんど何ともありません。以上のことから申請地の所有権を私に変更することを求めていると思っております。以上のような内容になっております。農機具等は耕運機1台、草刈機1台を所有しております。この案件ですが特に問題無く適当であると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 他にはございますか

推進委員 〇〇〇地区推進委員の□□□です。今回の申請は所有権を所得することです。土地の持ち主、弟が遠方に住んでいるため農地の管理は実家の長男にお願いしておりましたが、話し合った結果、農地の所有権を長男が買い取ってくれることとなりました。今後の規模拡大により遊休農地解消に努めていただきたいと思います。地域のルールに従って耕作管理の方もお願いしたいと思います。以上です。

議 長 他にはございますか。

ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。こ

の件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。

(委員より意見無し)

議 長 それでは無いようですので、申請の通り議案第8号番号4については許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第8号番号4については、申請のとおり、許可と決定いたします。

議 長 日程第4議案第9号、「農地法第5条について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第9号「農地法第5条(知事)について」です。今月の申請件数は2件です。それでは申請番号1になります。議案書3頁、資料は議案第9号資料1-①から③と記載されているものになります。それでは説明いたします。申請地は、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域内の農地、1,068㎡になります。農地の区分は、10ha未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第2種農地と判断いたします。譲渡人は、〇〇〇市大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は、〇〇〇県〇〇〇×××番地×××、□□□会社、代表取締役□□□様です。転用事由ですが、売買により所有権を取得し、太陽光発電所を建設するため、転用したいというものです。補足としまして、雨水対策ですが、斜面の途中でトレンチには浸透しづらいところですが太陽光に雨どいを付けて集水桝に直接流すということです。また、環境課と協議済みということです。ご審議の程宜しくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

14 番 2班班長14番、贄田です。2月21日土曜日午前9時30分より2班の農業委員2名、農地最適化推進委員2名申請人立会の

もと現地調査を実施いたしました。詳細につきましては担当が私ですので引続き説明いたします。申請地の場所は、〇〇〇から〇〇〇の交差点から〇〇〇を東に向かって×××mほど行った〇〇〇の交差点を左折して、〇〇〇を北に向かって×××mいったところを左折して×××mいったところの右側にあります。申請地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、地目畑、面積、1,068㎡で各境界杭を確認することが出来ました。対象の土地の地目は畑ですが、現在休耕地で今回の転用目的は他の山林、宅地を含めた太陽光発電施設の一部となります。申請書には、所有者の同意書も得ております。雨水は各パネルに樋を設け浸透ますに放流し敷地内の自然浸透で行います。敷地内の周囲には、雨水対策としてマウントアップ施工を行い道路沿いの南側には5段のコンクリートブロックを配置し、万一被害があった場合は対処いたしますとのことであります。添付書には、資金調達計画書、太陽光発電システム見積書、隣接耕作者の所在不明による同意書添付不能理由書、発電事業参考シミュレーション、太陽光を忠実に履行することの誓約書が添付されています。理由書がありますので読ませさせていただきます。当社は平成16年に関東近郊地域を中心に太陽光発電事業を営んでおります。当初は太陽光発電のパイオニアとして技術のノウハウを注ぎながら太陽光発電事業を長期間安定的に運用する為、関係事業者の育成や技術発展に取り組んでいます。また太陽光発電を行う事でCO2の削減や環境の保全に貢献する事業を展開しています。申請地を選定するにあたり、他に3箇所ばかり検討しましたが、条件が不適切なため断念しました。そこで当該申請地の所有者との交渉を行ったところ売却をしてもいいとのお話をいただきました。当該申請地は現在農地として維持管理はしているものの傾斜のある勾配地のため、農地として維持していくには不適切な環境にあります。そこで太陽光発電用地として有効活用することを検討し、条件等整理したうえで土地所有者と合意に至りました。今般、申請する土地は近隣の山林と合わせて約1haあり太陽光発電事業には適切な事業規模となっ

ております。当該申請地を太陽光発電事業に含めることで舗装された町道に接するようになるため、事業開始後の維持管理に必要な土地となっております。今般農地法に基づく転用申請を行うにあたっては滑川町の太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例に基づき事前協議を進めており、近隣住民に対する説明会を開催のうえ法令上適切に事業を進めて参ります。以上のような内容となっております。この転用申請についてはやむを得ないと考えられます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ほかにございますか。

推進委員 ○○○地区推進委員□□□です。今回の申請は売買による所有権の移動です。申請地の持ち主は、数十年前に○○○市に移住しましたので、申請地は近隣の方が耕作管理していたので、耕作放棄地ではありませんでしたが、数年前に太陽光発電施設建設の話が始まり、近隣の方、関係者の説明会が行われ建設の方向に進んでいるとの事です。今後の進め方に注目したいと思います。以上です。

議長 ほかにございますか。

ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議長 それでは無いようですので、申請の通り議案第3号番号1については許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第9号番号1については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。

続いて番号2についての説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 申請番号2、資料は議案第9号資料2-①から②と記載されているものになります。それでは説明いたします。申請地は、大字○○○字○○○×××番×××、畑、農業振興地域内の農地、547

m²になります。農地の区分は、10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第2種農地と判断いたします。譲渡人は、大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は、〇〇〇市大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。転用事由ですが、所有権を取得し、自己用住宅を建築するため、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

8 番 1班8番、班長齋藤哲男です。2月21日土曜日午前9時00分より農業委員4名、農地最適化推進委員3名にて現地確認を実施いたしました。担当委員である井上委員より説明がございます。よろしく申し上げます。

12 番 担当委員の12番井上です。現地調査の説明をさせていただきます。申請場所につきましては、〇〇〇を右折して〇〇〇の信号を左折して〇〇〇の後ろを右折して×××mほど行った左側が申請地大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、547 m²です。申請目的については、申請人の□□□さんが譲渡人の□□□さんの土地を取得し、自己用住宅を建築する為です。理由書がありますので読ませていただきます。現在私は〇〇〇市〇〇〇にあります借家にて夫婦二人で生活しております。今後のことを考えると毎月の家賃の支払いはとても無駄だと感じておりました。将来子供三人以上は欲しいと考え、手狭になってしまうと考え自己用住宅の建築を決意しました。私たちの自己所有地は無いためいくつかの土地を探したところ実家近くの土地をお譲りいただくことが出来ました。さらに私はアウトドアを趣味にしています。そこで計画地にグランピングを設置し、友人を多く呼びたいと考えたとき、通常の500 m²の農地転用だと家のスペースが狭くなってしまうので547 m²の転用申請の許可をいただきたくお願いいたします。建築計画は明確に出来ております。資金面も確保されております。排水計画は合併浄化槽を使用し、町道側溝に放流いたします。雨

水施設については、浸透施設により宅地内で処理いたします。土地造成は盛土造成を行い、西南側の農地より最大 68 cm 高くなり素掘り側溝を設置し土砂の流出を防止します。万が一被害が生じた場合は責任をもって対処します。境界杭は確認しております。以上で結果報告といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 ほかにございますか。

推進委員 ○○○地区推進委員の□□□です。先ほど担当地区の農業委員井上さんの方から報告があった通り 2 月 21 日に現地調査を実施しました。農振地域ではありますが理由書のような内容であれば、人が増えるという事もあります。境界もはっきりしています。周囲の畑にも影響は無いと思いますので当該申請の内容であれば問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いします。

議 長 ほかにございますか。

ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議 長 それでは無いようですので、申請の通り議案第 9 号番号 2 については許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 9 号番号 2 については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。以上で議案第 9 号は終わります。

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了いたしました。それでは、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和 8 年第 2 回総会は、閉会することに決定いたしました。ご協力ありがとうございました。

ました。

事務局 北堀会長、議事進行お疲れ様でした。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。以上を持ちまして第2回総会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和8年3月25日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 齋 藤 哲 男

署名委員 能 見 義 夫